

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専 決 処 分 書

令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）につ  
いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の  
とおり専決処分をする。

令和3年10月19日

鹿沼市長 佐藤 信

## 令和3年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度鹿沼市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,207,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,818,541	112,392	6,930,933
	2 国庫補助金	1,968,102	112,392	2,080,494
16 県支出金		3,253,502	3,540	3,257,042
	2 県補助金	1,112,998	3,540	1,116,538
歳入合計		43,091,920	115,932	43,207,852

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		15,128,188	56,900	15,185,088
	2 児童福祉費	6,181,576	53,100	6,234,676
	3 生活保護費	1,462,278	3,800	1,466,078
4 衛生費		3,668,310	9,000	3,677,310
	1 保健衛生費	2,246,485	9,000	2,255,485
7 商工費		2,829,726	49,500	2,879,226
	1 商工費	2,829,726	49,500	2,879,226
9 消防費		1,361,728	1,695	1,363,423
	1 消防費	1,361,728	1,695	1,363,423
10 教育費		3,584,958	11,457	3,596,415
	2 小学校費	622,458	9,396	631,854
	3 中学校費	468,320	2,061	470,381
14 予備費		417,753	△12,620	405,133
	1 予備費	417,753	△12,620	405,133
歳 出 合 計		43,091,920	115,932	43,207,852